

市民用（社会教育団体等）

名古屋市教育センター 視聴覚ライブラリー

利用の手引き

2020.4改訂

ホームページの活用について

名古屋市教育センターのホームページで、「視聴覚ライブラリー」の利用方法や貸出し可能な16ミリ映画、ビデオ、DVD教材が検索できるようになっています。（現在、紙冊子の「教材目録」は作成しておりません。）

申し込みに関する書類等も、ダウンロードしてお使いいただけますので、ご利用ください。

名古屋市教育センターのホームページ

<https://www.nagoya-c.ed.jp/>

名古屋市教育センター 視聴覚ライブラリーのホームページ

https://www.nagoya-c.ed.jp/ac/joho/library/index_library.htm

当視聴覚ライブラリーで行う教材・機材の提供などは、学校・社会教育団体や学習グループ等が必要とする視聴覚教育のためのサービス事業です。教材の複製を行わないなど知的所有権への配慮を怠らないようにお願いいたします。

教材・機材の提供について

市民（社会教育団体等）

市民（社会教育団体等）への貸出しは、お近くの「区役所 地域力推進室」を窓口で行っています。原則として、社会教育の場面でご利用いただける方を対象としています。営利目的や政党、宗教の宣伝に使用する場合はお貸しできません。

☆ 16ミリ映画・ビデオ・DVD教材の貸出し要領

1 貸出し可能な教材及び制限

◎ 名古屋市教育センター視聴覚ライブラリーのホームページ

https://www.nagoya-c.ed.jp/ac/joho/library/index_library.htm

に掲載されている貸し出し可能な16ミリ映画、ビデオ、DVD教材。

（ホームページで教材の検索ができます。）

- 原則として、貸出し教材の総数量は5本以内とします。
- 貸出し期間は、運搬日を含んで原則7日以内です。

2 貸出しの対象

- 市内の社会教育団体等、その他適当と認められるものとなっています。
（詳しくは、「区役所 地域力推進室」か視聴覚ライブラリーにお問い合わせください。）

3 予約申し込みの方法

- 「区役所 地域力推進室」で予約してください。
- 予約時間は、月曜日から金曜日までの午前9時30分～12時、午後1時～4時です。
- 「視聴覚教材・機材使用申込及び報告書（市民用(社会教育団体等)）」に必要事項を記入して、区役所窓口へ提出してください。
- 16ミリ映画教材は、同時に、「16ミリ映写機」の貸出しも可能です。
- DVD教材は、同時に「液晶プロジェクター（DVD再生機同梱）」の貸出しも可能です。
- 機材のみの貸出しは行っていません。
- 「16ミリ映写機」や「液晶プロジェクター（DVD再生機同梱）」を借用する場合には、「視聴覚教材・機材使用申込及び報告書（市民用(社会教育団体等)）」の機材欄に必要な機材名を○で囲んでください。また、取扱責任者名も記入してください。
- 区役所窓口で「視聴覚教材・機材使用申込及び報告書（市民用(社会教育団体等)）」のコピーを受け取ってください。このコピーは、教材・機材の受け取りの確認のための控えと同時に視聴後の「報告書」として使用しますので大切に保管してください。
- 16ミリ映画やビデオ・DVD教材を、同時に予約するときは、1枚の用紙に記入してください。

4 予約申し込みの期間

- 予約は、利用日の3ヶ月前から配送日の2日前までです。
(配送日の2日前が祝日の場合は、その前日までとなります。)

5 教材・機材の受け取り時の留意事項

- 区役所への配送日時(年末・年始及び祝日、休日を除く)
各区の配送該当日(週1回)の午前中に、教育センター職員が区役所窓口まで配送します。配送該当日は、次のように市内を2つに分けて行います。

配送区	配送日	返却日
昭和区・瑞穂区・熱田区・中川区・ 港区・南区・緑区・天白区	水曜日	翌週の火曜日の 17:00まで
千種区・東区・北区・西区・中村区・ 中区・守山区・名東区	金曜日	翌週の木曜日の 17:00まで

- 教材・機材の受け取り
原則として、予約日の午後3時以降、午後5時までに区役所窓口で受け取ってください。
なお、受け取りの際に、区役所窓口保管されている「視聴覚教材・機材使用申込及び報告書(市民用(社会教育団体等))」(原本)に受け取った方の記名が必要です。

6 教材・機材の返却時の留意事項

- 「視聴覚教材・機材使用申込及び報告書(市民用(社会教育団体等))」(控)の提出
申込み時に受け取った「視聴覚教材・機材使用申込及び報告書」のコピー(控)に、使用回数や参加人数、対象、教材・機材の状況などを記入してください。
- 区役所窓口への返却
必ず、教材・機材と「視聴覚教材・機材使用申込及び報告書(市民用(社会教育団体等))」のコピー(控)とを一緒にして、返却予定日の17:00までに返却してください。

7 その他

- 16ミリ映画教材の映写は慎重に行い、フィルムの損傷を防ぐよう心がけてください。
- 長期にわたって利用されていない16ミリ映写機では、内部のゴム部分の変質や可動部分の摩耗のためフィルムを痛めることがあるので、できるだけ映写機を同時に借用してください。
- 視聴後、教材・機材などに異常があったときは、「視聴覚教材・機材使用申込及び報告書(市民用(社会教育団体等))」の記入欄に、その状況をお書きください。
- ビデオ教材の視聴は、整備されたビデオ再生機を利用し、テープの損傷を防ぐよう心がけてください。また、長時間にわたる一時停止や部分的な再生・巻き戻しを繰り返すことなども、テープを痛める原因となります。そうした利用はさけてください。
- 複写など違法行為は行わないようにしてください。
- 機材の状態によっては、貸出しを中止する場合がありますのでご了承ください。